

平成17年第4回東大和市議会定例会会議録第30号

平成17年12月20日(火曜日)

出席議員 (21名)

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	11番	西川洋一君
12番	藤原宏子君	13番	関田貢君
14番	関田正民君	15番	木下光雄君
16番	尾崎信夫君	17番	佐村明美君
18番	中間建二君	19番	松浦誠君
20番	下条学君	21番	小林知久君
22番	尾崎保夫君		

欠席議員 (1名)

10番 関野杜成君

事務局職員 (4名)

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	仲里章君	主事	小松好江君

出席説明員 (16名)

市長	尾又正則君	助役	佐久間栄昭君
収入役	岸永通君	教育長	山川登志行君
企画財政部長	小飯塚謙一君	総務部長	野澤勝君
総務部参事	三田俊夫君	市民部長	高杉豊君
生活環境部長	渡辺和之君	福祉部長	関田実君
都市建設部長	内野隆司君	学校教育部長	小山正君
社会教育部長	浅見敏一君	文書課長	植野英夫君
情報管理課長	田口茂夫君	職員課長	田代雄己君

## 議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

第 1 第63号議案 東大和市個人情報保護条例

〔厚生文教委員会審査報告 日程第2〕

第 2 17第6号陳情 総合福祉センター建設実現に向け検討委員会設置を求める件に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第3〕

第 3 第81号議案 市道路線の一部廃止について

第 4 第64号議案 東大和市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例

第 5 第65号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例

第 6 第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議第 9号議案 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書

第 8 議第10号議案 地方議会議員年金制度に関する意見書

第 9 議員派遣について

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第9まで

午前 9時30分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 第63号議案 東大和市個人情報保護条例

○議長（松浦 誠君） 日程第1 第63号議案 東大和市個人情報保護条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会委員長、大后治雄議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） おはようございます。

ただいま議題に供されました第63号議案 東大和市個人情報保護条例につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成17年12月14日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。本議案につき議題に供した後、審査に入りました。

条例の基本方針の中で、自己情報コントロール権を確立するという方針が示されていたが、この条例の中でどのように基づいた構成になっているのか、また、全員協議会の中で示された資料の中で、国、東京都、多摩の各市の条例との比較について、他市にあつて当市にはないような考え方、また当市独自の考え方を盛り込んでいるというようなところも見受けられるが、この当市の個人情報保護条例の特徴的なところについての説明をという質疑に対し、自己情報のコントロール権の構成ということだが、この条例の制定に当たっては、個人が個人として尊重される、この憲法第13条から導かれる自己情報コントロール権の保障に係る、特に個人参加の原則を重点に置いている。その中で、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を規定した。また、個人情報収集する際の本人収集の原則や個人情報を目的外利用、または提供する際の本人同意原則と本人通知原則を規定している。本人同意の原則ができない場合は第三者機関である審議会に諮問をするなど規定し、市の恣意的なものの利用等をできるだけ排除して、個人情報の保護を図るように構成をしている。2点目の特徴だが、東大和市は他市と比べて、全体的に審議会への諮問を厚くしている。これは今までより報告事項、または諮問事項をふやし、審議会で諮っていただき、そして第三者機関によって大いに審議していただいて、今までどちらかというと電算にかかわる情報ということで、電算の利用がいいかどうかということで審議会は諮問等がされていたが、その電算利用ではなくて、電算の利用の中で個人情報がそれを利用することがいいかどうか、すなわち、余分なものを利用していないのか、余分なものを外部へ提出していないのか、そういうものを重点的に審議していただく中で、他市に比べて審議会の諮問、または報告事項を重点的にふやしたというような形になっているとの答弁がありました。

次に、この条例に違反すれば非常に重い罰則が科せられるのが特徴だと思う。罰則規定第54条から第57条まで4条に分けて構成してあり、具体的な個人情報の取り扱いの事例によって、罰則の重さが変わってきているが、54条から1条ずつ具体的に、どういう取り扱いをした場合を想定しているのかという質疑に対し、罰則規定については、まず他市の状況等を調査して同じような形で設けている。住民基本台帳ネットワークシステムに基づく罰則規定も54条と同じように2年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科されている。そのために、本条例においても、住基ネットを扱う市民課の職員でなくて、ほかの職員も同じような罰則を科すということで、重いような形の罰則規定になっている。

第54条については、外部に漏れた場合、一番被害が大きいものということで、電算機器を用いて検索する

ことができるように体系的というものだが、個人のデータベースを複製したり、加工して外部に漏らした場合、1件1件のものではなくて、データベース化されてアイウエオ順になっているとか、生年月日順になっているとか、データ構成されて、すぐ検索ができる形ですぐ利用できて大量のものが一遍に外部に漏れる。このようなものを54条では一番重くしている。

55条については、実施機関の職員が許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を名簿業者に売却した場合などが、これに当たる。利益をもとにして名簿業者などに売った場合について、この罰則を適用している。

56条については、職権を乱用というような形で、典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で自己の職務を装って他人の健康診断の結果などを自分で入手した場合や、職権を乱用して職員が、仕事に関係ないことで情報を仕入れた場合には1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処するという形になっている。

57条については、偽り、その他不正の手段によって、市民の方、利用者が個人情報の開示を受けた場合の処罰になっている。職員ではないので、これは過料という形になっているとの答弁がありました。

次に、実施機関の職員ということで、市の職員が主になると思うが、業務上、個人情報を知り得ることがあるという場合に、それを業務以外の私的なところで、第三者に個人情報をしゃべったなどということが懸念されるが、そういう事例に対して、この57条という罰則をもって、制限するような考え方になっているのかという質疑に対し、第3条で実施機関の責務を定めている。この中に、実施機関の職員は職務上知り得た個人情報をみだり他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないと定めている。例えば、職員が外へ出て市民の方と何か対話をしながら、その中で個人情報を漏らしたなどの場合は、地方公務員法上の秘密の漏えいの罰則という形になる。よって、秘密漏えい、また法令等に違反した場合は該当し、懲戒という形になっている。この両方がかぶった場合、重い方の54条の罰則を科せる。その判断によっては重い方の罰則の適用を主とする形の中で、この条文は構成されているとの答弁がありました。

次に、24条の開示の方法、これは24の2で情報化の進展状況を勘案して、規則、その他、規程を定める方法により行うということで、今後、どれだけ情報化が進むかによって、規則を変えていくという内容になっていると思うが、参考資料最後のページに別表で、マイクロフィルムは紙に印刷したもの、電磁的記録のところ印刷物として出力したものというのと、それからフロッピーディスク、光ディスクに複製したものとなっている。これは全部、フロッピーなり、光ディスクに入れようと思えば入れられるわけだが、これを24条の場合は、ビデオテープ及び録音テープに記録されているときは視聴に限るという分け方をしているが、これはどういう意味があってやっているのかという質疑に対し、個人情報について、磁気テープや磁気ディスクの中に個人が特定できて、その者だけが見える場合はよいが、ほかの人のものも一緒に情報が入っていて画面上で見るなどの場合、フロッピーなどに全部写しかえができない場合は紙に打ち出して、その部分は黒く消して交付するという形で、非開示情報が含まれている場合の対応という仕分けをしているとの答弁がありました。

次に、それはあくまでも開示する側が個人情報を守る意味で印刷物として出すべきものはそう出すし、フロッピーで出せるものは出すという決定権は開示する側にあると考えてよろしいのかという質疑に対し、最終的な決定権は市の方にある。申請書については、相手側がこのような形でとなってくると思うが、公開する場合、どのような形でできるのか、個人情報がどのような形でシステム上、電算上になっているのか、そういうものを調査して、こちらで判断する。また、不服申し立てがあった場合は、審査会にかけて対応するとの答弁がありました。

以上のような主な質疑を経て、討論なく、第 63 号議案 東大和市個人情報保護条例を原案どおり可決と決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[総務委員会委員長 大后 治雄 君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 63 号議案 東大和市個人情報保護条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第 2 17 第 6 号陳情 総合福祉センター建設実現に向け検討委員会設置を求める件に関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第 2 17 第 6 号陳情 総合福祉センター建設実現に向け検討委員会設置を求める件に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 佐村明美 君 登壇]

○17 番（佐村明美君） ただいま議題に供されました 17 第 6 号陳情 総合福祉センター建設実現に向け検討委員会設置を求める件に関する陳情につきまして、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成 17 年 9 月 8 日、11 月 4 日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本件を議題に供し、朗読後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、総合福祉センターは、地域福祉計画の中で、平成 20 年から 24 年と書いてあるが、どういうものをこの計画の中で言っているのかとの質疑に対し、総合福祉センターについては、13 年度から 16 年度の第二次の地域福祉計画の中で、保健福祉サービスセンターという位置づけがなされている。具体的な内容は、保健、

福祉などの総合的な相談やサービスの決定・調整、デイサービスや訪問サービス・保健サービス等の提供、生活用具の相談などを実施するための保健福祉サービスセンターの整備を検討していくというような内容になっているとの答弁がありました。

次に、陳情者が求めている総合福祉センターは、この保健福祉サービスセンターの部分のことを言っているのかとの質疑に対し、この総合福祉センターをつくる会からの要望を要約すると、1として卒後対策、2として緊急一時保護施設、3点目には総合窓口の整備、4点目にみのり福祉園の老朽化に伴う建て替えという大きな項目として4点を挙げており、それらを含めた形の中での総合福祉センターというものと考えていると答弁がありました。

次に、この会からの要望についてはどう対応していこうと考えられているのかとの質疑に対し、第三次の基本計画や第二次の地域福祉計画で位置づけられている総合福祉センターというのは、保健と福祉の合築の施設ということで、総合相談窓口とかということで、中身とすれば障害者のための自立生活支援センターのような内容となっていると答弁がありました。

20年度までの実施計画の中に、保健所建設予定跡地の購入を、19年度に土地購入ということで、障害者施策のかかわりでどのように考えているのかとの質疑に対し、実施計画を、先日、議員の皆さんにお渡ししたときに、保健所建設予定跡地については金額を入れないで計上している。市長が19年度に用地を取得したいということをはっきり申し上げたので、急遽、実施計画に取り上げて、東京都との調整があり、金額が入っていないで計上をさせていただいている経過であると答弁がありました。

総合福祉センターをつくるということで、その方向性として実施計画の中に出てきたということの解釈をすると、総合福祉センターの建設実現に向けての検討委員会ということが提案されているが、考えられているのかどうかとの質疑に対し、施設の検討では、19年度の用地買収ですと普通であれば翌年度に設計、その翌年度あたりに建設というのが普通であるので、19年度、用地を買うときには、用地の地形に合わせて内部検討もしていくと、それにあわせて外部の人たちの意見も何らかの形で聞くというのが通例であると答弁がありました。

高崎市においては、福祉の基本理念、ノーマライゼーションのもとに、対象の範囲を広げて、子供から大人まで、また障害の有無にかかわらず、市民が自由に集い、福祉サービスを受けることができるようにしている。また、ボランティアとかNPO法人とかが担い手の指示を目的としている。単にサービスの提供だけでなく、情報発信や人材育成というものを考えて今後は地域全体で考えていく、それで実施していくということが必要であるというふうに思うがどうかとの質疑に対し、総合福祉センター等については、総合相談、障害者であろうと高齢者であろうと、いろいろな問題を抱えている人が、その総合福祉センターに来て相談できる体制、保健であり、福祉関係であり、医療関係であり、来られれば何らかの情報をも得られるというようなこともやはり必要になってくると思っている。この総合福祉センターについては、一つに偏ることなく、市民の多くが相談に乗れるような、また情報発信できるような機能が必要になってくると思っていると答弁がありました。

最後に、計画を固めていく以前に、検討委員会の計画はどのように考えているのかとの質疑に対し、19年度の土地購入ということ踏まえると、18年度になってから広く市民の方に、この土地利用に対して意見を聞く機会を設けたいと考えている。具体的な中身の検討委員会は予算を伴うので、19年度の土地購入にあわせて専門の検討会を設けていきたいという考えを担当の方では現在持っているとの答弁がありました。

質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択ということで直ちに採決されたいとの動議が提出され、質疑を終了し

て、討論を省略し、直ちに採決の結果、17 第 6 号陳情 総合福祉センター建設実現に向け検討委員会設置を求める件に関する陳情、本件を趣旨採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

17 第 6 号陳情 総合福祉センター建設実現に向け検討委員会設置を求める件に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

### 日程第 3 第 8 1 号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（松浦 誠君） 日程第 3 第 81 号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○14番（関田正民君） 17 年第 4 回市議会定例会建設環境委員会報告をいたします。

ただいま議題に供されました第 81 号議案 市道路線の一部廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、平成 17 年 12 月 16 日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本議案を議題に供した後、現地調査を行いました。

本議案に質疑、討論なく、第 81 号議案 市道路線の一部廃止についてを原案どおり可決といたしました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第 81 号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第 4 第 64 号議案 東大和市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 4 第 64 号議案 東大和市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を  
廃止する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 64 号議案 東大和市電子計算組織に係る個人情報の保  
護に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、昭和 59 年 4 月から市が電子計算組織で処理する個人情報の保護を図ること等を目的  
といたしまして制定されておりましたが、個人情報につきまして、これまで以上に保護していくため、電子  
計算組織に記録された個人情報だけでなく、文書に記録された個人情報も保護対象とする新たな条例を制定し、  
本条例に掲げる内容を新たな条例に含めていくこととすることから、本条例を廃止するものであります。

附則につきましては、本条例を廃止する施行日を平成 18 年 4 月 1 日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔助 役 佐久間栄昭君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第 64 号議案 東大和市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第 5 第 6 5 号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 5 第 65 号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 65 号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正の主な内容であります。第 1 点目は個人情報保護条例の制定に伴いまして、審査会の名称を変更するものであります。第 2 点目は、指定管理者制度の導入に伴いまして、本条例に指定管理者の情報公開に関する条文を新たに加えるものであります。第 3 点目は、地方独立行政法人に関する事項も対象とするため加えるものであります。

内容について御説明申し上げます。

最初に目次であります。 「東大和市情報公開審査会」を「東大和市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、また第 32 条に指定管理者の情報公開に関する条文を加えることから、目次にあります第 6 章の条数を「第 31 条」を「第 32 条」に改め、第 7 章の条数を「第 32 条―第 34 条」を「第 33 条―第 35 条」に改めるものであります。

次に、第 7 条第 2 号ウ、同条第 3 号、同条第 5 号、同条第 6 号、同号イ及び同条第 7 号中に「地方独立行政法人」を加えるものであります。

第 18 条本文中、第 4 章の題名及び第 21 条の見出しにつきましては、「東大和市情報公開審査会」を「東大和市情報公開・個人情報保護審査会」に改めるとともに、第 21 条第 1 項及び第 2 項を東大和市情報公開・個人情報保護審査会の設置及びその審査権限を定める規定に改めるものであります。

第 6 章に第 32 条として 1 条を加えるため、第 32 条から第 34 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 33 条から第 35 条までとし、第 31 条の次に第 32 条、公の施設の指定管理者の情報公開について新たに条文を加えるもの

であります。

附則でありますが、附則第1項は、条例の施行日を平成18年4月1日からとするものであります。

附則第2項及び第3項は、審査会に関する経過措置について定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

[助 役 佐久間栄昭君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第65号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第6 第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第6 第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[助 役 佐久間栄昭君 登壇]

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、ただいま議決していただきました第63号議案 東大和市個人情報保護条例の制定、第64号議案 東大和市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例及び第65号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例に伴いまして、委員報酬の名称が変更となることから、本条例を御提案申

し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

別表中、区分欄の「電子計算組織に係る個人情報保護審議会委員」の名称を「個人情報保護審議会委員」に、それから「情報公開審査会委員」の名称を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成18年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[助 役 佐久間栄昭君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第7 議第9号議案 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書

○議長（松浦 誠君） 日程第7 議第9号議案 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第9号議案 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第8 議第10号議案 地方議会議員年金制度に関する意見書

○議長（松浦 誠君） 日程第8 議第10号議案 地方議会議員年金制度に関する意見書、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第10号議案 地方議会議員年金制度に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第9 議員派遣について

○議長（松浦 誠君） 日程第9 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中の議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成17年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 浦 誠

副 議 長 押 本 治 雄

署 名 議 員 中 村 庄 一 郎

署 名 議 員 佐 村 明 美